

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	一般廃棄物処理手数料の減免	
根 拠 法 令	徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	
根 拠 条 項	第 1 4 条	
連 絡 先	(電話 6 2 1 - 5 2 1 6)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 市長が特別の理由があると認めるときは、徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 1 3 条に規定する処理手数料を減額又は免除する。ただし、し尿処理に係る手数料は除くものとする。</p> <p>2 減額又は免除は、次の各号の一に該当する場合に、申請に基づき行う。</p> <p>(1) 天災、火災のため特に必要があると認める場合で、被災の確認が出来た場合</p> <p>(2) 生活保護法による生活保護を受けている場合で、受給の確認が出来た場合</p> <p>(3) 市内一斉清掃の場合、又はこれに準じる場合で、管理者が特定できる特定の河川、海、道路区域内での作業によるものを除く場合</p> <p>(4) 本市の各課等が臨時、緊急に処理する場合</p> <p>(5) 不法投棄を本市の委託業者が処理する場合</p> <p>(6) 営業上の行為ではなく、本市の分別基準に達している再生利用品目の持込み、又はその選別作業をするなかで発生した再生利用不可能物の持込みの場合</p> <p>(7) その他公共性等の理由により特に市長が認める場合</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)